

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人太田隆徳の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決の挙示する証拠関係及びその説示に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。右違法のあることを前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠く。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	岸		盛	一
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山		亨